運営規程

リハケアあるく　指定通所介護事業所運営規程
日常生活総合支援事業含む

（事業の目的）
第１条　合同会社 Re アクティベーションが開設するリハケアあるく（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び日常生活総合支援事業、法手代理受領外（定款に定める事業）（以下「事業」という。）は、高齢者が要支援及び要介護状態となった場合においても、その利用者の尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業に当たる従業者による必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営方針）
第２条　運営方針は、次に掲げるところによるものとする。
（１）事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは要支援状態の悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
（２）事業者自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
（３）サービスの提供に当たっては、通所介護及び総合事業支援計画に基づき、利用者の機能訓練及びそのものが日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
（４）サービスの提供に当たる従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
（５）サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
（６）事業所は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（事業所の名称及び所在地）
第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（１）名　称　　リハケアあるく
（２）所在地　　大分県中津市大字大貞 371-129

（従業者の職種、員数及び職務の内容）
第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
（１）管理者　１名
管理者は、通所介護計画の作成及び説明を行うほか、従業者の管理、指定通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
（２）生活相談員　１名以上
生活相談員は、生活指導その他の指定通所介護の提供に当たる。
（３）看護職員　　１名以上
看護職員は、看護その他の指定通所介護の提供に当たる。時間の定めなし。
（４）介護職員　　4 名以上（実利用者数によって必要数・専従時間は変動する）
介護職員は、介護その他の指定通所介護の提供に当たる。
（５）機能訓練指導員　１名以上
機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の指定通所介護の提供に当たる。
加算を算定する場合は専従職員を配置する。その場合は時間の定めはない。

（営業日、営業時間等）
第５条　営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。
（１）営業日　月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始 12 月 31 日から１月 3 日までを除く。
（２）営業時間　午前 8 時 30 分から午後 17 時 30 分までとする。
（３）サービス提供時間　午前 9 時 30 分から午後 16 時までとする。
土曜日提供時間　午前９時から１２時０５分の３時間以上とする。
（４）延長時間　午後 17 時までとする。

（利用定員）
第６条　利用定員は、30 名とする。
土曜日の定員は、20 名とする。

（指定通所介護の内容）
第７条　事業者が行う指定通所介護の内容は、次のとおりとする。
（１）生活等についての相談、助言
（２）機能訓練
（３）必要な日常生活上の世話
（４）健康状態の確認
（５）送迎（提携送迎事業者に委託する場合もある）
（６）食事の提供
（７）入浴

（利用料その他の費用の額）
第８条　サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるもの

とし、当該指定通所介護及び日常生活総合支援事業が法定受領サービスであるときは、その額に介護保険負担割合証による自己負担割合を乗じた額とする。

２　事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

（１）次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用　　通常の事業の実施地域を超えてから、おおむね片道１ｋｍごとに 100 円

（２）食費　　600 円／日　　おやつ代　　100 円/日

（３）おむつ代等　　実費

（４）前各号に掲げるもののほか、サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

３　前２項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対し、文書により事前に説明を行うとともに、利用者又はその家族から同意を得るものとする。

また、物価等の変動で原価価格の変更が生じた場合の金額の変更を行う場合も同様とする。事業者はご利用者に必要な物品・食品等を準備する場合があるが、同様に物価変動に応じて販売価格が変動するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、中津市・豊前市・宇佐市の対象区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１０条　サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

（１）事業所内では飲酒しないこと。

（２）喫煙は、定められた場所ですること。

（３）従業者の指示に従うこと。

（緊急時等における対応方法）

第１１条　サービスに当たる従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者や代表職員に報告するものとする。

（非常災害対策）

第１２条　管理者は、消防法施行細則第３条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年１回以上避難、救出、感染対策訓練等の他必要な訓練のいずれかを行う。

２　事業者は、非常災害時に中津消防署及び大分県高齢者福祉課へ速やかに通報できる体制を確保し、地区の求めに応じて大貞地区自治体との協力・連携体制を図るため上記訓練のうち年１回の合同避難訓練の実施を行う場合がある。

３　事業者は、非常災害時に利用者（及び大貞地区住民）のために、避難を想定した災害

備蓄の確保と井戸水の水質検査を年１回実施する。

（苦情処理）

第１３条　サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

２　事業者は、提供したサービスに関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

４　苦情管理責任者は管理者とする。

（個人情報の保護）

第１４条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

３　個人情報責任者は管理者とする。

（虐待防止に関する事項）

第１５条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

２　事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

３　虐待防止対応責任者は管理者とする。

（その他運営に関する重要事項）

第１６条　事業者は、指定通所介護にあたる従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し業務体制を整備する。

　また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

（１）採用時研修　　採用後 6 か月以内
（２）虐待防止に関する研修　　年１回
（３）権利擁護に関する研修　　年１回
（４）認知症ケアに関する研修　　年１回
（５）介護予防に関する研修　　年１回

２　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

３　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

４　事業者は、指定通所介護に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定通所介護を提供した日をいう。）から最低５年間は保存するものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、合同会社 Re アクティベーションと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

※ 他社が本規定を利用し作成することを禁止する。

附　則

この規程は、令和 6 年　8 月 25 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。（利用定員 25 名）
この規定は、令和 7 年　1 月 6 日から施行する。　（利用定員 27 名）
この規定は、令和 7 年　5 月 1 日から施行する。　（利用定員 29 名）
この規定は、令和 7 年　8 月 1 日から施行する。　（利用定員 30 名）
この規定は、令和 7 年　9 月　1 日から施行する。（個別機能訓練加算の変更）
この規定は、令和 7 年　9 月 10 日から施行する。（管理者変更）
この規定は、令和 7 年 11 月　1 日から施行する。（土曜日運営追加）
この規定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。（C 型通所サービス事業の削除）